

奈良県告示第百六十七号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六条第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成二十九年八月一日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社南都銀行		売りさばき場所を変更した 指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
	天理市櫛本町二二二八― 五 株式会社南都銀行天 理支店櫛本出張所	天理市櫛本町二二二八― 五 株式会社南都銀行天 理支店櫛本出張所		
	奈良市都祁白石九九四― 一 株式会社南都銀行名 阪針支店	奈良市都祁白石九九四― 一 株式会社南都銀行 名阪針支店		
	北葛城郡王寺町久度二― 五―八 株式会社南都銀 行王寺支店	北葛城郡王寺町久度二― 三―一―一〇二 株式会 社南都銀行王寺支店		
	北葛城郡河合町中山台二 ―七 株式会社南都銀行 西大和支店	北葛城郡河合町星和台一 ―九―二 株式会社南都 銀行西大和支店		
	五條市野原西四―二―七 株式会社南都銀行五条 支店野原出張所			